

司会

続いて、「労働者協同組合の成立した背景と概要、その可能性」をテーマに、厚生労働省労働者協同組合業務室 水野嘉郎室長よりオンラインにて講演をいただきます。水野室長よりしくお願いします。

### 講演「労働者協同組合法の成立した背景と概要、その可能性」

水野嘉郎 厚生労働省雇用環境・均等局 勤労者生活課 労働者協同組合業務室長

ご紹介いただきました厚生労働省の水野と申します。どうぞよろしくお願い致します。画面共有させていただきたいと思います。本日は、埼玉県庁主催の県民研修会にお招きいただきまして、どうもありがとうございます。本来は現地でご説明させていただこうと思っていたのですが、家族が全員インフルにかかってしまい療養中とのことで、オンラインで失礼致します。私からは、労働者協同組合の設立した背景と概要、その可能性という事でご説明をさせていただきます。

まず私の自己紹介からありますが、私については先ほどの冒頭の知事のメッセージの中でもお話しいただきましたけども、去年の8月に労働者協同組合業務室長に就きまして、10月の施行からこの労働者協同組合の普及啓発に取り組んで全国を飛び回っております。今日この埼玉の、この場でお話しすることを非常に楽しみにしております、実は私自身、埼玉県桶川市に住んでいまして、そこの小学校・中学校で育ったという本当に第2の故郷みたいな場所です。今日ご説明させていただく内容が、少しでも皆さんのお力になればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

労働者協同組合ですが、先ほどのご説明にもあったように去年の10月からスタートしております。繰り返しになってしまうのでさらっと行きたいと思いますが、労働者協同組合は、労働者が組合員として出資をし、その意見を反映して自ら従事することを基本原理とする組織です。世の中にはNPO法人ですとか社会福祉法人、様々な形の法人が有ろうかと思いますが、その1つの法人の類型に労働者協同組合が加わったという事です。

その背景につきましては、まず1つ大きいのは日本の人口減少です。近年、減少局面を迎えているのはご案内の通りですが、2065年には総人口9000万人を割り込み、高齢化率は38%台の数字となると推定されております。

また、こういった人口減少だけではなく世帯の状況の変化もあります。平成30年で3世代世帯は、約4割から1割へと4分の1に減少し、左下を見ていただきますと、単独世帯が

2040年には約4割になると見込まれています。そういった中で、特に様々な形で日常の支援が必要になってくるのが高齢者の方々でして、過去25年間で3.6倍になっている訳ですけど、今後25年間で1.4倍に増加をする見込みだと言われているところです。

そういう中で、我々行政サイドや、社会全体にとっての課題がどういうところになるかというところで、これ同じ中央省庁の内閣府の世論調査ですけども、左側にお住まいの地域において将来の生活環境の何に不安に感じているのかというところをお聞きした中で、1番最初に挙げられるのが地域の担い手、若者、町内会の減少。赤いカッコになっていますが、地域内外が集まる交流の場の減少という事が不安な事として挙げられています。こういったことに関して、右側ご覧いただきますと、行政で力を入れるべき政策が何かというところを反映してですね、地域の担い手の育成・確保、そして地域内外の人が集まる場所の整備、こういったものが強く求められているという所です。

正に担い手が必要だということで、少子高齢化や人口が減少する地域において、介護・障害者福祉・子育て・地域づくり、様々な部分で地域ごとに多様なニーズが生じている中、担い手が必要とされています。先ほどの小川事務局長のお話にありましたが、こういった担い手として、多様なニーズに応えるため協同労働を実践し活動されているワーカーズコープさん、コレティブさん、そういった方々を始めとして取り組んできたわけです。しかし、労働者協同組合がいうところのみんなでお金や意見を出し合って働く、こういったスタイルに合った法人格が無かったという状況で、NPOや企業組合、または任意団体という形で活動されてきた実態がございました。ただ、それぞれ既存の法人格では一長一短があるという事で、新たな法人格が求められ、令和2年の12月に議員立法として、労働者協同組合が国会議員の先生方が熟議に熟議を重ねられて、国会で与野党問わず全会一致で成立・交付がされ、今年の10月にスタートしたという所です。この中でのポイントは2つございまして、1つは多様な働き方を実現するというところと、地域の中での課題解決に取り組む。この2つが大きなポイントでして、労働者協同組合は今後、選択の1つとして各地域で様々な事業が開かれ、地域づくりの中で重要な役割を担うということが期待をされているところです。

今年の10月で施行後1年が経ちました。先ほど冒頭のご挨拶でありましたけども、令和5年9月28日現在と書いてありますが、今日時点でも1都1道1府21県で59法人が設立されています。埼玉県におかれましては、先ほどお話しがあった3法人が出来ております。1年経って59法人が出来たというところの評価についてよく聞かれますが、真中の主な分野と、右側に新規設立、組織変更というところの図を資料として出させていただきます。まず右を見ていただきますと、新規設立、組織変更の法人数のところで新規設立が50、組織変更9となっております。この点ですと、今年の法律が施行される前の段階で、どれくらいの法人ができるのか、とメディアの方々からご質問を頂く時には、だいたい40

から 50 ぐらいですと申し上げておりました。その根拠というのは、これまで活動されてきたワーカーズコープさんやコレクティブさんから、NPO・企業組合から組織変更される意向を持たれている法人さんが大体 40 から 50 ぐらいという風に、当時お聞きしていたためです。これを見て頂きますと、組織変更は 9 で、それ以外が新規設立 50 なので、ある意味これだけ多く新規設立という形で、この労働者協同組合の法人格を選んでいただいたというところはあるかと思えます。また、主な分野という点でいきましても、いわゆる今までワーカーズコープさんや、コレクティブさんをはじめ取り組んで頂いてるのが、高齢者介護、生活困窮者支援、子育て支援、障害者福祉、清掃、建物管理、こういったところが多かったわけです。これから後ほど発表頂くとお聞きしておりますけども、一方で施行後は、キャンプ場の経営、葬祭業、地元の鮮魚の販売、給食お弁当作りといった本当に様々な分野での事業をされる法人が出来ています。このように見ても、59 法人が多いか少ないかという事よりも、この法律が出来た後に、これだけ地域のニーズを汲み取って、様々なところで事業を行う法人が出来た所は十分評価していいのではないかと考えているところです。

先程、事務局長の小川さんからもお話しいただき少し繰り返しになりますが、主な特色を六つほどご紹介したいと思います。一つは地域に応じて多様なニーズに応じた事業ができるというところそして、労働者派遣業以外はあらゆる事業が可能だということです。先程見て頂いたキャンプ場をはじめ、家事代行など本当に様々な事業がこの法人格でできるというところが一つの特色です。二つ目が組合員の議決権選挙権が平等という所そして、例えば株式会社で言いますと出資額に応じて経営議決権が変わってくるというところがございしますが、労働者協同組合は出資額に関わらず組合員を平等に一人一個の議決権と選挙権を持つというところになります。この出資金というものは、特段、法律上のルールで何円にしなさいということはないので、各法人さんで任意に決めて頂くことにはなりますが、少ないところだと千円ぐらい、高いところだと何十万円という形です。ここにある平等に一人一個の選挙権と議決権というのは、例えば一口一万円だとすると、一人が一万円出そうと一億円出そうと、その人自身の議決権と選挙権は平等であるというところです。三つ目、これが大きな特色でありますけども、簡便に法人格を取得し、契約などができるという所です。例えば NPO 法人ですと行政庁による許認可というものが必要になりますが、労働者協同組合の場合には、こういったものは必要とせず、法律の要件を満たし、登記をすれば法人格を付与されるということになります。また NPO 法人であれば 10 人以上のメンバーを集めて設立が可能となりますが、労働者協同組合はより少ない人数である 3 人の発起人が揃えば、法人を設立できるというところになります。四つ目、こちら非常に重要なポイントになります。意見反映の重視、というところそして、労働者協同組合は事業の実施に当たっては組合員で平等な立場で話し合い、合意形成を計るというところになります。それを担保するために、法人の定款にはどのように組合員間での意見反映を行うのかを明記していただくのと共に、意見反映状況とその結果については総会の報告事項という事になっております。五つ目ですが、

組合員は労働契約を締結する必要があり、組合員はこれによって労働基準法、最低賃金法、労働組合法といった労働関係法令による労働者としての保護がなされるというところです。最後、六つ目ですが出資配当はできないというところです。営利法人、非営利法人という言葉をお聞きになることがあろうかと思いますが、労働者協同組合は非営利法人というところになります。ただ、非営利法人と言いますと、その法人は利益を出してはいけないののではないか、という事をおっしゃる方がいますけども、非営利という概念は出資配当をするかどうか、というところが非営利のメルクマールになっていまして、その出資額に応じての配当はできなくなるというものです。一方、労働者協同組合では、配当を行う場合には組合事業に従事した分量に応じて行う、という事になっております。こういった点が六つ目の大きな特色です。

ここからは、制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズを、四つほど整理をしております。それをご説明しながら、特徴的な法人についてご紹介をしていければと思います。一つ目は副業兼業という働き方です。この59法人の中でもかなり副業の法人さんがいらっしゃいますけども、本業を持ちながら仲間と一緒に自分らしく働く場を作りたいというニーズに込んでいるのかなと思います。一つ例を申し上げますと、こちら今年の三月にできた子供編集部という兵庫県の神戸市にできた法人で、子供たちが地域のお店や個人、公共施設の方々と一緒にメディアを作成するといった取り組みをされています。この法人さんは元々7人の、確か全員女性だったと思いますが、皆さん大体カメラマンの方、ウェブデザイナーの方といったフリーランスの方で、大人も子供も皆集まって一緒に成長できる場を、という事でメインミッションをメディア作りという事で、地域のお店や公共施設からお仕事を受けて、例えばそのお店の出す商品のチラシに関し、子供目線で伝えるものを作ってくれという様なことを受けて、それを子供たちとワークショップ形式で媒体を作って納品するというものをやっています。元々、任意団体として活動されてきた訳ですけども、メンバー一人一人が協力して働くという理念に導かれて、今年の三月に設立をされております。本当にメンバーの皆さんフリーランスで、それぞれの本業もあるわけですが、全く違うバックグラウンドや能力がある方がいるからこそ、それぞれの能力を活かしながら、子供達と一緒にメディア作りをされていらっしゃると思います。このように一定程度、フリーランスの方々が仲間と一緒に仕事をするというニーズは汲み取れているのではないかと考えております。

二つ目のニーズとして、自治会や地域おこし協力隊を中心として、地域の困りごと解決のために地域作りを仕事にしたい、というニーズです。こちらが最近特に顕著に出てきたニーズであるなと考えていまして、今後の労働者協同組合の活用促進に関して、非常に重要なポイントなのかなと思っております。いくつか紹介をしたいと思います。一つ目は今年の5月に設立された労働者協同組合アソビバであります。兵庫県豊岡市で地域おこし協力隊のメンバー三人で設立をされています。名前がアソビバということで、正に遊ぶように楽しく働き

たいと、メンバーがマルシェの開催や木工品の販売、ウェブ作成の仕事などからスタートしています。地域おこし協力隊については、三年という任期があり、その任期終了後も引き続きここで仕事を続けていきたい、生活していきたいと考えている時に、そのお仕事の選択というものが課題になっている訳でありますけれども、このメンバーの皆さんが労働者協同組合を選ばれた理由としては NPO などと比べて立ち上げのハードルが低く、仲間と副業の形で立ち上げられることが魅力だと考えられたそうです。今まで地域おこし協力隊の皆さんが地域にそのまま残る、地元企業に就職される、NPO 法人を立ち上げる、様々な選択肢があったかと思いますが、労働者協同組合が選択肢の一つになってくると、より地域おこしに貢献できているのではないかと考えられる事例の一つです。

次は、新潟県関川村にありますパンプアップせきかわという 7 月にできた比較的新しい法人ですが、ここはカボチャなどの農産物の流通加工、インターネット販売というものをやっている所であります。メンバーが特徴的でして、民間企業から出向中の村役場の職員、また東京からの移住者である職員と、その奥様が実は地域おこし協力隊という事、外国籍のプログラマーの方、こういった特徴的な 4 人のメンバーでやっております。新潟という所ですので、有数の米の産地でありますけれども、お米だけではなく他の作物も生産を進めていく事が大事だということで、甘旨（あまうま）というカボチャの生産を開始されています。元々任意でやっておりましたが、昨年 8 月の水害で生産に大きな影響を受けた事をきっかけに、カボチャをペースト化してスイーツの加工を開始し、インスタグラムを通じて、確か星野スイーツという名前だったと思いますけれども、そういった形で売り出しているところです。また他の事業との連携という意味では、介護予防事業で集まるおじいちゃんおばあちゃん達にカボチャを磨く作業を協力してもらおうなど、取り組みを進めているところです。

もう一つご紹介したいと思います。今年の 4 月にできた岐阜県の東白川村にある東白川村労働者協同組合です。この地域は、白川郷より少し手前にある中山間地域でして、人口は確か二千人を切って 1900 人位だったと思いますが、過疎化が進んでいる地域です。そこで、メンバーが東京からの移住者で IT プログラマーの方、元地域おこし協力隊で同じように東京から移住されてきて現在喫茶店を運営されている方、あと地元出身の経理担当の方、こういった方々が集まって地域の草刈りだとか、茶畑の管理などの仕事をされています。この東白川村の草は凄く高く伸びるそうで、おじいちゃんおばあちゃん達が外に出られなくなってしまう位だそうです。地域にシルバー人材センターもあって、そこでも草刈りの仕事を受けるのですが、急斜面に草が生えているとシルバー人材センターの方々ではお願いが難しいケースがあります。また、シルバー人材センターの方々にもお願いするにしても、数か月後になってしまうという中で、メンバーが 40 代から 50 代くらいと比較的若いという事を活かしながら、より早く対応できるという事で差別化をされているとお聞きしました。また、今後やっていきたい事業としては、移送サービスや移動支援と聞いています。東白川村

から、地域のドンキホーテのような所まで行くのに車で2時間3時間かかると聞いていまして、元気なお年寄りが村の外に出る手段が無いそうです。村の中で有るのは、要介護1以上の高齢者の方々の移送サービスを無料でやっている以外のサービスがないので、そういった移送サービスをやることによって、地域の方々が高齢になっても、ここで暮らしていける様考えていらっしゃるとお聞きしております。

次は三番目のニーズという事でご説明をしたいと思います。シニア世代の健康や生きがい、仕事起こしというところです。これから高齢化が進んでいる訳ですけれども、企業や組織から退職した後の高齢期を、いかに生きがいを感じながら過ごしていくという事が大きなポイントになってくるかと思えます。そういった中で、最近こういった高齢期を元気に仕事をしたい、というニーズに応える形で事例が出てきております。

一つがこの3月に生まれました長野県上田市にある労働者協同組合上田であります。ここは元々任意団体として、経験豊かな高齢者が生き生き働く場を作ろうという事で、ボランティアベースで活動する団体を作っておりましたけども、そこの中から事業性が見えた営繕の仕事を切り出して労働者協同組合として法人化をされています。活動の目標は、第二の人生を自分達が主役となって、地域の課題や問題を解決していく仕事の担い手となるということです。先日、私も少し上田におじゃましましたけども、本当に元気よく高齢者の皆さんが生き生きと仕事をされているというお話を聞きました。今年の4月には、地域の方々からの紹介で高齢者の方が地元の屋根の塗装をして欲しいという仕事があったそうです。また最近では、地域包括支援センターからもよく認知をされて、地域にいるお一人でお住まいの高齢女性のおうちでエアコンが壊れて扇風機だけで暮らされていて、ちょっと心配なのでエアコンの修理に行ってくれないか、というようなお仕事があったそうです。それでご自宅に訪問すると、その高齢の女性は壊れているのは分かっていたが、ちょっと言いづらくて、というお話がありましたが、エアコンを取り付けてもらったという事で非常に感謝をされたという話をされていました。そういった特に高齢者の方々のちょっとした困りごとというのは、地域でたくさんあろうかと思いますが、大きな家電量販店にお願いするのはハードルが高いという中で、こういった元気な高齢者の皆さんが活躍する場が地域にあれば、地域包括支援センターから繋がって地域で生きがいを持って仕事をする場ができるのだということ、現場で確認させていただいたところです。これからシニア世代の方々が定年退職を迎えていくという中で、こういった活動が広がっていく事が大きなポイントになってくるのではないかなと考えております。

次が四つ目ではありますが、ケアワーカーによる自分らしいケアの追求ということで、障害者福祉、高齢者福祉のケア、こういったところの専門職の方が、志を同じくする仲間と共に自分達で運営にも関わりながら、自分達が本当にやりたいケアを行いたいというニーズが出

てきております。

一つの例が、ここに書かれている今年の3月に生まれたうつわさんです。元々、大阪市で訪問介護事業所の管理者またサービス管理責任者、登録ヘルパーといった志を同じくするお仲間が集まって、訪問介護事業を行う労働者協同組合を立ち上げられています。きっかけは、今までの職場で上司、同僚と介護、ケアに関する考え方の違いを感じ、本当だったらこの方にはこういうケアが必要じゃないかと感じ、自分達が追い求める理想的なケアを行いたくても、組織の方針に従わなければならないという中で、かなり葛藤を抱えられていたとお聞きしておりましたが、そういった中で自分達が理想とするケアができる法人を立ち上げたいということで設立されました。面白いなと思っておりますのは、より良いケアを追求するためには考える時間、話し合う時間というのが必要だと、一方的な場ではなくてみんなの意見を取り入れてケアに生かしていくという事が、より良いケアに繋がっていく事を主旨としており、そういったところは正にニーズとしてあるのではないかといった事を聞いております。ちょっと一つ戻りますと、これ以外にも熊本市であるくさんという、こちら障害者福祉の生活介護でありますけども、こちらも同様に自分達で運営も行いながら、自分らしいケア、自分達が本当にやりたいケアをやっていきたい、というところから設立されました。こういった方向は今後も出て来るのではないかと我々は考えております。

こういった中で、労働者協同組合を設立、または参画した場合の可能性として四つ挙げたいと思います。一つ目は、労働者協同組合の大きな特色でありますけども、働き方や仕事の内容を組合全員で話し合っ決めていくという所で、多様な働き方が可能な環境の整備という事に繋がっていくのではないかなと思います。東京都の豊島区には障害を持つ方々の就労を支援するカフェというものがございますけども、ここで働かれています方の中には、過去に引きこもりを経験されている方もいらっしゃると思います。そういった方であっても、働くメンバーと一緒に話し合いながら、それぞれの個々の事情を抱えていても自分らしく働ける場っていうものが作られていく可能性があるんじゃないかと思えます。二つ目が右側にありますけども、地域で働く場の創出という所です。労働者協同組合は出資と働く事が結びついた働き方です。ですので、必然的に地域密着の仕事起こしに繋がって行きます。これが将来的には、地域の金融機関、例えば信用金庫さんとか信用組合さんと連携する事によって、より地域の人、物、金の循環に繋がって行くのではないかと考えております。

三つ目は、これはもう先程からお話ししている所です。地域の課題解決に寄与するという所で、介護、障害、子育て支援、地域作りなど多様なニーズに応じて地域の課題解決を図る選択肢の一つになるのではないかと考えております。四つ目は、先程様々な地域コミュニティのニーズについてお話ししましたが、少子高齢化が進む中で、町内会などの地

域コミュニティの弱体化が課題である中で、もちろん労働者協同組合が全ての解決策ではないとは思いますが、地域と連携する事によって、地域コミュニティの活性化に一役買えるのではないかと期待をしております。

来年度に向けて、厚生労働省が考えている事も含めてお話をしますと、厚生労働省で先程のような可能性があるという事も考えておりましたが、まだ概算要求段階ですけども、今までは制度の普及啓発というものを中心にやっておりましたが、令和6年度から新たに国がモデル地域として選定をした都道府県に設置される協議会において、この労働者協同組合の活用をして頂きたいと思っております。それによって多様な働き方ができる環境整備ですとか、働きづらさを抱える方々等の多様な雇用機会の創出を図る、この様な創意工夫のある地域の取り組みを支援していくというモデル事業を実施していきたいと考えております。こういった中で、より労働者協同組合を知って頂くという所を越えて、労働者協同組合の活用を通じて地域社会の課題解決のキーになっていけるよう、社会に実装していく段階に少しでもなっていければと考えている所です。私からの大きな説明としては以上です。

その他、参考資料をいくつか付けさせて頂いております。少しだけ時間が残っているのでご紹介しますと、資料の29頁以降には労働者協同組合の特設サイトを実施しています。この特設サイトの中では、労働者協同組合に関する好事例の動画や、様々な取り組みの記事、または関係する方々へのインタビュー記事も掲載しています。よりホットなトピックスを発信する観点から、メールマガジンも実施しておりますので、もしご興味ある方は是非ご登録頂ければと思います。

これからご説明頂くとお聞きしているキャンピングスペシャリストさんも入っておりますが、労働者協同組合の様々な取り組みを動画形式で見られるような形のコンテンツも用意しておりますので、是非とも御覧頂ければと考えております。

また先程申し上げましたけども、厚生労働省では周知広報を令和5年度も実施しております。労働者協同組合の魅力と可能性を、事例紹介を通じて発信しております。直近では9月24日に西ブロックでのフォーラムを開催しております。実は令和5年度で二回目にあたる東ブロックにつきましては、年明けの1月28日にここ埼玉県のさいたま市、確か場所も同じ会場でやる予定になっておりますので、是非ご参加頂ければと思います。

その他、オンラインセミナーという形でより具体的な設立の取組を発信しているところです。繰り返しになりますが、労働者協同組合に少しでもご関心を頂いた方につきましては、特設サイト、労協マガジン、電話での相談窓口というのもございますので、是非ともご活用頂ければと思います。説明としては以上です。ご清聴ありがとうございました。